

平成18年度 富山県教育委員会 重点施策

～ とやまの教育再生元年～

富山県教育委員会は、人間の生き方を考える優れた知性
自然と芸術・文化に親しむ豊かな心
風雪に耐えて生きぬくたくましい体

の育成を三大教育目標とし、県民一人一人が生涯にわたって主体的に学び、心身ともに充実した生活を送ることができる生涯学習社会の実現と、創造性豊かで元気な“とやまの子ども”をはぐくむことを目指す。

このため、特に、本年度は、

- 1 様々な分野で活動しているボランティア、NPO等との連携、協働を推進すること
- 2 学校と家庭・地域との連携の強化を図ること
- 3 子どもたちの安全・安心な教育環境をつくること

に重点を置き諸施策を講じたところである。

諸施策の実施に当たっては、市町村教育委員会をはじめ、関係機関、諸団体と協力しながら、学校・家庭・地域相互の連携のもとに、総合的な教育行政の推進に努める。

学校教育や家庭・地域における 教育の充実

少子・高齢化や国際化、情報化など変化の激しい時代において、次代を担う子どもたちに必要とされる資質や能力は、人としてよりよく生きていくための自ら学び考える力であり、社会性や規範意識、自立心、思いやりの心など豊かな人間性やたくましく生きていくための健康や体力である。

このため、新しい時代を切り拓く創造性豊かで元気な“とやまの子ども”の育成を目指し諸施策を推進する。

1 優れた知性の育成

(1) 基礎・基本の確実な定着

- ・ 子どもたちが、基本的な生活習慣や基礎的な学習態度を身に付けられるよう、きめ細かな指導を行える環境を整えるため、小学校1年生及び2年生で35人以下学級を実施する。また、小学校3～6年生では、実質的に1学級の児童数が35人以下となるよう、35人を超える学級に教員や非常勤講師を追加して配置し、きめ細かな指導に努める。中学校では、基礎学力の向上やIT教育の推進に取り組む。
- ・ 学年進行の際に児童の転出により学級が統合され学級減となる場合でも、小学校4年生の学級編制基準を弾力的に運用し、前年度の学級編制を維持できる措置を講ずる。
- ・ 小学校の学力の経年比較を実施するほか、小・中学校教員の授業力向上のため、研究活動を支援する「小・中学校授業力向上対策事業」を実施する。
- ・ 地域内の小学校教員、保育所保育士、幼稚園教員が授業・保育の相互参観・実践、合同研修等を通して、幼児期から学童期までの幼・保・小の連携を促進し、接続の円滑化を図る「幼・保・小ふれあい事業」を実施する。
- ・ 高校に外国語指導助手〔ALT〕を配置し、効果的な国際理解教育を進める。
- ・ 県内すべての小学生が、応用力・読解力の向上を目指して、共通の問題に取り組む「小学生国語・算数わくわくチャレンジ」を実施する。国語の教科書採択替えに伴い「漢字チャレンジテスト」を作成する。
- ・ 県内すべての中学生が、国語、数学、英語の学力向上を目指して、共通の問題に取り組む「中学生レッツチャレンジ」を実施する。英語の教科書採択替えにともない「中学生レッツチャレンジ（英語版）」を作成する。
- ・ 新たに、富山大学と連携し、小・中学校において、教員志望大学生を活用して、個々の児童生徒の学習にきめ細かく対応し、学力向上を図る「学びのアシスト推進事業」を実施する。

(2) 自ら学び考える力の育成

ア 学力の向上

- ・ 新たに、県内の小学校において実践されている自学自習力の育成を目的とした事例を収集し、児童の家庭学習への意欲を高めるための「進んで学ぶとやまっ子支援集」を作成する。
- ・ 「学力レベルアップ事業」を17校の小・中学校において継続し、補充的な指導や発展的な指導等について実践研究を行い、その成果を県内の小・中学校に広め、学力の向上を図る。
- ・ 高校において、学力向上のための指導方法の研究や理科、数学、英語等の各分野に重点をおいた教育の推進を図る。
 - ・ スーパーサイエンスハイスクールの指定
 - ・ スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールの指定
 - ・ 環境・資源エネルギー教育推進事業の実施
 - ・ 目指せスペシャリストの指定
- ・ 小・中学校において、大学や科学館などと連携を図りながら、児童生徒の知的好奇心や探究心を高めるための指導方法の研究や教材開発などに取り組む「理数大好きモデル地域事業」を実施し、その成果を広める。
- ・ 生徒の習熟度に応じた指導法をデータベース化した「中学生学力向上ステップアップ事業」を県内の中学校に広め、各校が生徒の習熟度に応じた指導法等を生徒の実態に即して活用できる態勢を整え、生徒の学力の向上を図る。
- ・ 新たに、小・中学校に、教育実践に優れた現職教員や教員OBを派遣し、実践的な指導・助言を通して、教員の授業技術等の向上を図るとともに、児童生徒の学力や学習意欲の向上に資する「授業の達人活用事業」を実施する。
- ・ 中学校3年生が、各高校の教育内容の理解を深め、明確な目的意識をもって進学できるようにするため、新たに、高校の体験入学週間を設けるとともに、地域への授業公開を進めることで中高の円滑な接続、地域に信頼される学校づくりを推進する「学びの体験オープンハイスクール事業」を実施する。
- ・ 生徒の多様なニーズに応じた質の高い高校教育を実現するため、e-ラーニングの導入を軸に定時制・通信制の教育活動の一層の改善・充実を目指した実践研究を行う「定時制・通信制ステップアップ事業」を実施する。

イ 創造性の伸長

- ・ 高校において未来に羽ばたく元気な生徒を育て、地域に信頼される学校づくりを推進するため、確かな学力を身に付ける、社会性と規範意識を身に付ける等の創意あふれる教育活動を、外部の有識者による審査のうえ支援し、成果を中学生や地域に広く公表する、「高校生未来への挑戦事業」を実施する。

例

- [基礎的な学力の向上] ・ ・ ・ ・ 学習合宿、高校間連携、添削指導 等
- [専門性を高める高大連携] ・ ・ 大学・研究機関での実習、専門家による技術指導 等
- [社会性を伸ばす地域連携] ・ ・ さわやかあいさつ運動、小学生科学教室等
- [将来に生かす体験活動] ・ ・ ・ ボランティア活動、環境保全活動 等
- ・ 子どもの豊かな感性と創造性を育てるため、親子読書まつりや子どもと本の講座を開催するとともに、新たに、「とやま元気ワールド・絵本ランド2006」の開催を支援するなど、子どもの自主的な読書活動を推進する。
- ・ 教職員OBが長年にわたり培ったノウハウを活用し、学校図書館や学校行事などの運営を補助するボランティア活動を支援する。

2 豊かな心の育成

(1) 郷土や国を愛する心の育成

ア 自然体験学習の推進

- ・ 「総合的な学習の時間」等における郷土の豊かな自然環境を生かした体験活動を通して、郷土に対する理解や愛着心をはぐくむ。
- ・ 実習船「雄山丸」を活用し、小・中学生の親子などを対象とした「日本海ゆめ航海」を実施する。
- ・ 小・中・高校が連携し、発達段階に応じた様々な体験活動に取り組むほか、都市部から自然が豊かな農山漁村などに出かけての農林漁業体験や自然体験、長期宿泊体験、命の大切さを学ぶ体験活動を行うなど、「豊かな体験活動推進事業」を推進する。

イ ふるさと学習の推進

- ・ 社会科や道徳の時間における郷土の偉人や歴史、産業に関する学習活動、総合的な学習の時間や特別活動における伝統文化の伝承活動等を通して、郷土に対する理解や愛着心をはぐくむ。
- ・ 小学校等で「出前授業」を行うとともに、埋蔵文化財センターで子ども向けの企画展や考古学講座を開催するなど、文化財を大切に作る心を育てる「子ども考古学事業」を実施する。（再掲 P 16、18）

(2) ともに生きる心と態度の育成

ア 社会とふれあう心の育成

- ・ 学校の教育活動全体を通して、児童生徒に社会性や自立心、規範意識、思いやりの心などの豊かな人間性をはぐくみ、自由と規律がバランスよく身に付くよう努める。
- ・ 児童生徒が主体的に進める福祉・ボランティア活動や職場体験活動、児童生徒自身の問題を解決するための生徒会活動、学級活動等に対して、家庭や地域の教育力も活用しながら支援する。
- ・ 児童の代表45人による「子どもとやま県議会」を県議会議事堂で開催し、子どもたち自らが社会に関心をもち、主体的な活動を行う取り組みを促進する。
- ・ 中学校2年生が5日間の職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組む「社会に学ぶ『14歳の挑戦』事業」を県内の全公立中学校（83校）において展開する。新たに、「14歳の挑戦」評価検討協議会を開催し、事業の一層の活性化を図る。
- ・ 新たに、中・高校生が、とやまの子育て環境のすばらしさを理解し、将来健やかな家庭生活を送ることができるための教材を作成し、中・高校生に配布する「中高生とやまの子育て啓発事業」を実施する。
- ・ 障害のある子どもの経験を広げ社会性を豊かにするため、障害のない子どもや地域の人々との交流活動を支援する「特殊教育ふれあい交流活動事業」を実施する。
- ・ 新たに、知的障害及び肢体不自由養護学校と、養護学校在籍児童生徒が利用している富山型デイサービス及び関係部局が連携を深めることにより、養護学

校在籍児童生徒の共通理解を図り、「個別の教育支援計画」の作成や、余暇活動、進路指導の充実を図る「富山型デイサービス・養護学校連携事業」を実施する。

- ・ 小学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を支援するため、新たに、特殊教育諸学校において有償ボランティア（スタディ・メイト）を養成し、市町村による各学校への配置経費を助成するとともに、障害児のための教育相談員の配置時間を増やし、特別支援教育の推進を図る「特別支援スタディ・メイト派遣事業」を実施する。

イ 社会への対応

- ・ 「高校生のインターンシップ制度」の推進を図り、学校が地域、企業と連携しながら、高校生が就業体験を通して、望ましい職業観を身に付けるよう努める。
- ・ 特殊教育諸学校高等部設置校において、職場や就業体験先企業の開拓、実習における職場適応等の支援、就職後のアフターケアの実施等を継続的に行い、職業的な自立を積極的に推進する。
- ・ 発達段階に応じた勤労観、職業観の育成を図るため、小・中・高校で一貫した指導内容、指導方法の研究や職場体験活動を、実践協力校において実施するとともに、県内の高校卒業就職者や就職先企業に対する実態調査を行い、高校卒業者の就職に関する総合的な研究を行う「キャリア教育推進研究事業」を実施する。

ウ いじめ・不登校等への対応

- ・ 小・中・高校において、社会の変化に主体的に対応できる自己指導能力の育成を図るため、児童生徒がやり遂げた喜びや学ぶ喜びを味わえる学習活動を展開するとともに、役割分担を明確にしながら組織的・計画的に対応できる生徒指導の推進に努める。
- ・ いじめは、児童生徒の人権にかかわる問題であり、人として絶対に許されない行為であるという認識に立ち、児童生徒のわずかな変化を見逃さないきめ細かな指導の徹底を図るとともに、児童生徒と教員との信頼関係、児童生徒同士

の好ましい人間関係を築くよう指導を徹底する。

- ・ 小・中学校における相談体制の充実に努め、不登校児童生徒の早期発見や学校復帰などに向けた取り組みを進めるとともに、訪問指導員を県総合教育センターに配置し、市町村適応指導教室との相互のネットワークを構築し、支援体制を確立する。
- ・ いじめや不登校等の問題に専門的に対応する生活指導主事を各教育事務所に配置するほか、中学校にスクールカウンセラー（５８校）やカウンセリング指導員（２３校）を配置して、教員、児童生徒、保護者等からの相談に対応するとともに、校区内の小学校への支援を行う「スクールカウンセラー配置事業」を実施する。また、スクールカウンセラー等が配置されていない中学校（２校）に「心の教室相談員」を、規模の大きい小学校（２０校）に、児童生徒の話し相手・悩み相談に応じる「子どもと親の相談員」を配置する。
- ・ 小学校（１３校）における生徒指導体制の充実と連携強化を図るため、「生徒指導推進協力員」を配置し、児童の問題行動の早期発見と早期対応に資する。
- ・ 高校における教育相談活動の充実を図るため、「高校生心の支援スタッフ派遣事業」を実施し、校内研修での指導助言や生徒・保護者への講演等を行う精神科医や臨床心理士等の専門家を派遣する。
- ・ いろいろな悩みや問題を抱える児童生徒やその保護者に、迅速かつ適切な支援を行うため、「児童生徒育成支援会議」を開催し、会議に参加する教職員に助言するとともに、具体的な支援策を検討し、必要に応じて学校や家庭に専門家を派遣する「スクールサポート事業」を実施する。
- ・ 新たに、富山大学と連携し、教員志望の大学生及び心理系の大学院生を小・中学校に派遣し、児童生徒の話し相手になったり、悩み相談に応じる「心のサポーター派遣事業」を実施し、学校の教育相談機能の充実に資する。
- ・ 子どもたちの悩みや質問に応える２４時間電話相談「子どもほっとライン」を実施する。

エ 人権教育の推進

- ・ 人類普遍の原理である自由・平等の原則と日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、社会の中に根強く残っている不合理な差別をなくし、基本的人権

を尊重する精神の涵養と実践力の高揚を図る。

このため、人権教育に関する研修を充実するとともに、啓発資料を作成、配布し、人権尊重についての認識を深めるよう努める。（再掲 P 16）

オ 芸術・文化に親しむ心の育成

- ・ 小・中学生を対象に学校巡回劇場を実施し、芸術鑑賞能力の向上と豊かな情操をはぐくむ。
- ・ 小・中・高校生を対象に、「本物の舞台芸術体験事業」を実施し、優れた芸術鑑賞機会を公立文化施設や学校施設において提供する。
- ・ 学校教育における文化活動を促進するため、中学校文化連盟や高等学校文化連盟等を支援するとともに、学校吹奏楽の技術向上を目的として、プロの演奏家による実技指導事業を実施する。
- ・ 文化活動の成果を広く全国に紹介し、県外の高校生との交流を深めるため、全国高等学校総合文化祭の参加者や全国コンクールの出場者に対して支援する。
- ・ 埋蔵文化財センターでは、子ども向け企画展や考古学講座を開催するなど、子どもたちが歴史と文化に触れる機会を提供する。

3 たくましい体の育成

(1) 健康な生活習慣づくり

- ・ 子どもに、早寝早起きをする、朝ご飯をしっかり食べるなどの「望ましい生活習慣」を身に付けさせ、心身の健康の保持・増進を図るため、「朝から元気とやまっ子県民運動」を新たに展開し、健康づくりノートを活用した保健指導や健康相談医による健康管理を充実するとともに、栄養教諭等による食に関する指導を実施するなど、学校・家庭・地域の連携による健康教育を推進する。
- ・ 小・中・高・特殊教育諸学校の児童生徒の健康診断結果等を分析し、生活習慣病等の予防対策を講じるなど、学校での健康教育等を推進するとともに、家庭における健康づくりを支援する。
- ・ エイズや喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育を推進するため、中・高校生を対象としたパンフレットによる啓発普及や、指導者養成のための講習会等を開催する。

(2) 元気な体づくり

- ・ 生涯にわたってスポーツを楽しむことができる健康でたくましい児童生徒を育成するため、基礎体力や運動技能の向上を図るとともに、運動の楽しさや喜びを味わえる体育・スポーツ活動を推進する。
- ・ 小・中・高校の教員を対象とした体育実技指導者講習会の開催などを通して、教員の指導力向上を図る。
- ・ 新たに、子ども（幼児、児童、生徒）を対象とした体力向上プログラムを策定し、運動好きでたくましい子どもの育成を図る「とやま元気っ子育成推進事業」を実施する。（再掲 P 21）
- ・ 中・高校へ、スポーツエキスパート（地域の優れたスポーツ指導者）を派遣し、運動部活動の活性化を図る。（再掲 P 21）
- ・ 立山登山等を実施している小・中・高校・特殊教育諸学校の教員を対象とした集団登山引率者講習会を開催し、安全な登山の実施を図る。
- ・ 生徒数の減少や完全学校週 5 日制に対応し、中学校及び高校における複数校による合同運動部活動の実施など、生徒のスポーツニーズに応えた運動部活動を推進する。

4 学びをはぐくむ環境づくり

(1) 子どもをはぐくむ家庭・地域の環（わ）の拡充

ア 家庭の教育力の充実

- ・ すべての教育の出発点であり、人間性の基礎を培う家庭教育の充実を図るため、家庭教育アドバイス講座や父親の家庭教育参加を考える集いを開催するなど、家庭教育に関する学習機会の提供等を行う「家庭教育支援総合推進事業」を実施する。
- ・ しつけや親子のふれあいなどの家庭教育に関する情報を掲載した「家庭教育かわら版」を発行する。
- ・ 子育てに不安や悩みをもつ親を支援するため、新たに、「親を学び伝えるサポート事業」を実施し、親の役割や家庭教育についての学習プログラムを作成し、普及啓発する。

- ・ 早寝早起きをする、朝ご飯をしっかり食べる、笑顔であいさつするなど、望ましい生活習慣を提唱する「朝から元気とやまっ子県民運動」を新たに、展開し、学校・家庭・地域等の連携による健康教育を推進する。
- ・ 市町村が行う宿泊型親子自然体験活動に助成し、「家庭教育かわら版」で活動報告することで、親子の自然体験の促進を図る「とやま子育て自然体験事業」を実施する。
- ・ 家庭教育カウンセリングや子育てほっとライン（24時間電話相談）、インターネットを活用した子育て情報バンクなど、総合的な相談体制を推進する。

イ 地域の教育力の充実

- ・ 心豊かでたくましい子どもを社会全体ではぐくむため、学校等を活用し、地域の大人の教育力を結集して、子どもたちの放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する「子どもかがやき教室推進事業」を箇所数を拡大して実施する。
- ・ 高校生を対象に、リーダーとしての資質について学ぶ機会を提供するとともに、ボランティア活動を体験することによって地域づくりに参画する意識をはぐくむ「地域ボランティア活動推進事業」を実施する。
- ・ 下校時間の早い小学校低学年の子どもたちを、高学年の子どもたちと一緒に集団下校させるとともに、下校時間までの放課後における子どもたちの交流活動等を促進するために、学校の余裕教室等において、地域住民が低学年の子どもたちを見守りつつ様々な交流活動を行う「子ども待機スペース交流活動推進事業」を、新たに実施する。
- ・ 児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、「問題行動に対する地域における行動連携推進事業」及び「生徒指導地域連携推進事業」を実施し、モデル地域（4市町）において、小・中学校や市町村教育委員会、関係機関等からなるサポートチームの組織化など、地域における支援システムづくりについて実践的な研究を進める。

(2) 信頼される学校づくり

- ・ 魚津工業高校に電子機械コースと化学工業コースからなる情報環境科を、大

沢野工業高校に電気情報科を設け、魅力ある高校づくりを推進する。

- ・ 中長期的な視点に立った県立高校に係る将来構想の基本的な方向を踏まえ、定時制・通信制教育を含めた高校教育及び特別支援教育など県立学校全体の将来構想・計画を検討する。
- ・ 市町村合併や地方分権の進展等の状況を踏まえ、4教育事務所を東部、西部の2つに再編するとともに、指導体制の充実を図るために学校教育課の小中学校係を義務教育班に改組する等の体制整備を行う。
- ・ 学校の生徒指導上の問題に対応するため、学校教育課の児童生徒育成系の充実を図る。また、特別支援教育の推進のため、養護教育系の充実を図る。
- ・ 学校評議員制度を全県立学校で実施するとともに、市町村立学校への導入促進に努める。
- ・ 小・中・高・特殊教育諸学校の教育活動についての的確に評価を行い、その結果を公表する学校評価システムについて、各学校の実情を踏まえ、順次、導入を図る「とやま型学校評価システム推進事業」を実施する。
- ・ 新たに、国の示す学校評価ガイドラインに基づき学校が行う自己評価及び、住民や保護者等の参画を得て、市町村が外部評価を実践する「学校評価ガイドラインによる評価実践研究」を実施する。
- ・ 保護者や警察など関係団体による「児童生徒の安全対策会議」により、学校・家庭・地域や警察等の連携を図り、地域ぐるみの安全対策を一層推進する。
- ・ 登下校時等の子どもの安全を確保するため、スクールガード・リーダー等を配置するとともに、学校安全パトロール隊の機能強化や不審者情報の共有化等を図り、地域ぐるみの安全対策を推進する「子どもの登下校安全対策事業」を実施する。
- ・ 教職員・保護者等を対象とした「防犯教室講習会」を開催し、学校の安全管理体制の充実を図る。
- ・ LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症等を含めた障害のある子どもの指導を充実し、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を進めるため、特別支援連携協議会、校内委員会、専門家チームの設置、巡回相談等を実施するほか、特別支援教育コーディネーターの養成を行う。

- ・ 日常的に「医療的ケア」を必要とする児童生徒が多数在籍する養護学校への看護師の配置を増員し、児童生徒が健康で安全に学校教育を受けることができる環境を整備する「養護学校における医療的ケア体制整備事業」を充実する。

(3) がんばる先生の育成

ア 研修の充実

- ・ 創意と責任ある教育活動を展開できるよう、学校内における職務や経験等に配慮し、ライフステージに応じた研修や情報教育、学校組織マネジメント等今日的な課題に対応した研修の充実に努める。
特に、初任者研修、6年次教職員研修、11年次教職員研修等の年次研修において、「具体的な事例や体験を通して学ぶ研修」や「教職員としての自覚や使命感・倫理観を高める研修」の充実に努める。
- ・ 基本的な生活習慣や態度を育て、豊かな感性や表現力を養う幼児教育の研修を充実し、幼稚園教員の資質向上を図る。
- ・ 生徒指導セミナーや学校カウンセリング講座等の研修機会の充実に努め、生徒指導や教育相談にかかわる教員の資質向上を図る。
- ・ 現職教員を富山大学大学院、上越教育大学大学院へ派遣し、資質向上を図る。
- ・ 大学、研究機関、企業等へ教員を派遣する内地留学や海外研修を実施する。
- ・ 大学院修学休業制度や認定講習制度を活用し、教員の専修免許状等の取得の促進や資質向上を図る。
- ・ 英語によるコミュニケーションができる生徒を育成するため、平成15年度から5年間で全英語教員を対象とする集中研修を実施する。
- ・ すべての12学級以上の小・中・高・特殊教育諸学校において、司書教諭を配置するとともに、引き続き、現職教員の図書館司書教諭資格の取得に努める。
- ・ 長期自主研修制度を活用し、多様な教育課題に対応できる教員の育成を図る。
- ・ 特殊教育諸学校に在籍する子どもの障害の重度・重複化に対応するため、障害種別ごとに子どもの障害の状態の改善や克服に関する知識や技能の研修を充実する。
- ・ 新たに、「教職員研修在り方検討会」を開催し、教職員研修の在り方・改善について検討する。

- ・ 新たに、富山大学教員が県総合教育センターの客員教授等として、教員研修及び調査研究等に連携協力し、教員の資質向上と教育研究の一層の充実を図る。一方、県教育委員会は、富山大学に教員を派遣し、教員志望の学生対象の教材研究等に関する講義に協力し、教員養成の充実を図る。

イ 適切な人事管理

- ・ 学校教育をめぐる様々な課題に対応できる使命感と向上心にあふれ、指導力に富んだ個性豊かな人材の採用に努める。
- ・ 優秀な若手教員を管理職に積極的に登用し、学校教育全体の活性化と教職員の意欲の向上を図る。
- ・ 指導が不適切と判定された教員に対して、指導力回復のための研修を実施し、学校現場への復帰を支援する「学校パワーアップ事業（指導力向上特別研修事業）」を実施する。
- ・ 教員が子どもと向き合いやすい環境を整えるために示した「とやま学校パワーアップ方針2006」に基づき、新たに設置した「学校パワーアップ推進会議」において、学校における事務改善策の検討及び点検を行う。
- ・ 新しい教員評価制度の本格実施に向け、県内の全小・中・高・特殊教育諸学校で「教員評価事業」の試行を実施する。

ウ 健康管理・福利厚生の実施

- ・ 人間ドック、一日総合健診、女性検診、ストレスドック、リラックス体験等の実施によるセルフケアの推進、心の健康管理医によるカウンセリングなど、教職員の心と体の健康管理の充実を図る。
- ・ 教職員の結核健診及び生活習慣病予防健診を実施するとともに、生活習慣病予防健診結果に基づき、必要と認められる教職員に対し、事後管理健診及び保健指導を実施する。また、長時間勤務教職員に対し医師による面接指導と臨時健診を実施し、疾病の未然防止・早期対策を図る。
- ・ 教職員の心身の健康保持増進を図るため、健康増進や余暇の有効利用のための施設利用助成を行うほか、小・中・高・特殊教育諸学校に休憩のための環境を整備するなど福利厚生事業の充実を図る。

- ・ ライフプランセミナーや講演会を開催し、教職員の生涯生活設計を支援する。
- ・ 毎週水曜日をリフレッシュデーとし、教職員が家族との団らんや趣味の時間を持ち、心身のリフレッシュを図る「水曜リフレッシュ運動」を推進する。

(4) 時代の変化に応じた施設や制度の整備

ア 魅力ある教育環境づくり

- ・ 児童生徒が安全に、安心して、快適な学校生活を送ることができる教育環境を整備するため、高岡工芸高校の校舎改築や新川みどり野高校ほか3校の校舎の耐震補強、中央農業高校の寄宿舎の大規模改修、富山南高校の運動場整備、特殊学校の安全対策設備の整備、トイレ環境の改善等の学校修繕などを進める。
また、小・中学校など公立学校施設の整備を促進する。
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）の高校生に対する奨学金事業を実施し、修学を援助する。
- ・ 芸術・文化・科学等の様々な分野の学習活動等で優れた成果を収めた児童生徒を顕彰し、学習に対する自発性や挑戦意欲を高める。

イ 情報化・国際化への対応

- ・ 高速回線で運用される「とやまマルチネット」と全県立学校の校内LANの接続を活用して、インターネットを利用した授業や学校間及び大学、試験研究機関との間での遠隔授業を行う。
- ・ 通信回線の大容量・高速化に対応した教育研究や、小・中・高・特殊教育諸学校を交えた地域ネットワークに関する実践研究を推進するとともに、情報教育に関する研修・実習を充実する。
- ・ 高校生の海外派遣事業を実施するなど、諸外国の若者との交流や友好親善の促進を図る。
- ・ 帰国子女の海外経験を生かした国際理解教育を推進するとともに、「外国人児童生徒教育の手引」等の作成や各教育事務所への外国人相談員の配置など、外国人児童生徒に対する日本語指導や生活適応指導等の充実に努める。
- ・ 外国人子女の多い学校・地域に日本語指導や生活指導を行う教員を配置し、外国人子女の学校生活への適応と学校への支援に努める。

生涯学習・社会教育の推進

少子・高齢化、ライフスタイルの多様化、高度情報化等の進展に伴い、県民の学習ニーズは一層多様化、高度化している。さらに、地方分権や行政改革が推進される中で、県民が自立と自己責任に基づき、自ら主役となって生涯学習を推進していく方向へと転換していくことが求められている。

このため、「富山県生涯学習新世紀構想 - 学びあいビジョン - 」に基づき、すべての県民が、自主的に、いつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して楽しく学ぶことができ、その成果を生かして社会の中で自己実現を図ることができる社会を目指すこととしている。

1 生涯を通じた学習活動の推進

- ・ 県民の生涯を通じた学習活動を支援するとともに、新たに、県の生涯学習へのかかわり方やボランティア組織との協働の観点などから、県民生涯学習カレッジの在り方について検討する。
- ・ インターネット市民塾の運営や放送大学受講者への支援等、在宅学習の普及拡大に努める。
- ・ 富山県映像センターにおいて、地域に根ざした映像学習コンテンツの充実・提供を図る。

2 学習機会の拡大

- ・ 県立図書館において、県民からの要望が多かった1回あたりの図書貸出冊数の上限を緩和し、県民サービスの一層の向上を図る。

3 社会教育活動の充実

- ・ 社会教育の一層の振興を図るため、青少年教育、女性教育、成人教育等の社会

教育関係団体の活動を支援する。

- ・ 県内の青年団体、一般青年、勤労青年、学生等の地域活動のコーディネートやインターネットを使った情報提供、青年相互の交流会等を行う青年組織「青年みらいフォーラム」の活動を支援する。

4 学習支援ネットワークの充実

- ・ 県民生涯学習カレッジ本部、新川・高岡・砺波各地区センターを拠点とし、学習の場や情報を提供する。
- ・ 県民カレッジ、県立図書館、市町村等をネットワークで結び、生涯学習情報をリアルタイムに提供し、双方向化などを盛り込み、内容を充実した「とやま学遊ネット」を運用する。

5 基本的人権の尊重

- ・ 人類普遍の原理である自由・平等の原則と日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、社会の中に根強く残っている不合理な差別をなくし、基本的人権を尊重する精神の涵養と実践力の高揚を図る。

このため、人権教育に関する研修を充実するとともに、啓発資料を作成、配布し、人権尊重についての認識をさらに深めるよう努める。

文化財の保存継承

伝統芸能など伝統ある地域文化や文化遺産の保存・承継が図られる中で、郷土への誇りと愛着がはぐくまれることを目指して、県内の文化財の保護と活用を推進する。

また、埋蔵文化財センターでは、子ども向け企画展や考古学講座を開催するなど、子どもたちが歴史と文化に触れる機会を提供する。

(1) 文化財の保存・活用を担う人づくり

- ・ 文化財ボランティアの活動の充実と後継者の育成を図るとともに、子どもたちの身近な文化財に対する愛護意識を醸成するために、新たに、「いきいき文化財博士活用推進事業」への支援を行う。（再掲 P 17）
- ・ 小学校等で「出前授業」を行うとともに、子ども向けの企画展や考古学講座を開催するなど、文化財を大切に作る心を育てる「子ども考古学事業」を実施する。

(2) 文化財を生かしたふるさとづくり

- ・ 所有者や地域による愛護意識の向上を図るため、郷土の誇りとして後世に保存・継承すべき文化財を選定する「とやま文化財百選事業」を実施し、身近な文化財の普及啓発を推進する。
- ・ 山町筋の保存修理や杉沢の沢スギの環境整備など、国・県指定文化財の保存修理事業への支援を行う。
- ・ 国指定重要文化財である勝興寺の本坊等（大広間など）の保存修理事業の支援を継続する。
- ・ 砺波平野の散村としての文化的景観に係る調査を支援する。

(3) 文化財の保存・活用のネットワークづくり

- ・ 県内指定文化財のホームページ「富山県デジタル文化財ミュージアム」で、県内の優れた文化財の魅力を発信する。
- ・ 文化財ボランティアの活動の充実と後継者の育成を図るとともに、子どもたちの身近な文化財に対する愛護意識を醸成するため、新たに、「いきいき文化財博士活用推進事業」への支援を行う。

(4) 埋蔵文化財センターの充実

- ・ 近年の発掘調査の成果を県民に紹介し、埋蔵文化財に対する理解を深めるため、特別展「境 A 遺跡出土品のすべて」（仮称）や企画展「中世の城と村」などを開催する。

- ・ 小・中学校で「出前授業」を行うとともに、子ども向けの企画展や考古学講座を開催するなど、文化財を大切に作る心を育てる「子ども考古学事業」を実施する。

スポーツの振興

県内各地の充実したスポーツ施設を活用し、優秀な指導者や選手等に活動の場を提供して、競技力の維持・向上に努めるとともに、県民一人一人が、その目的や好みに応じてスポーツを楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指す。

このため、「富山県新世紀スポーツプラン」に基づき、

- ・ 総合型地域スポーツクラブの全県展開
- ・ 全国、世界の檜舞台で活躍できる選手の育成
- ・ 21世紀を担う健康でたくましい子どもたちの育成

の3つを重点施策に掲げ、スポーツの振興を推進する。

1 基本施策～スポーツ振興の基礎的基盤づくり～

(1) スポーツを楽しむ環境づくり

- ・ 県民がスポーツを楽しむ場の設定と環境づくりを推進するため、県立学校の体育館、グラウンド等を地域住民のスポーツ活動の場として開放する。
- ・ 県総合体育センター、県高岡総合プール、県西部体育センター等の体育施設について、平成18年度から指定管理者制度を導入し、県民サービスの向上を推進する。
- ・ インターネットを通じてスポーツ情報を手軽に入手・発信できる「とやまスポーツ情報ネットワーク」の活用を促進し、県民のスポーツ活動を推進する。
- ・ スポーツで、県民に元気を与えるような顕著な活躍をした個人、団体を顕彰

する「元気とやまスポーツ大賞」を創設する。

(2) スポーツを支える人づくり

ア スポーツ指導者の養成

- ・ 県体育指導委員研修会や各種研修会を計画的に開催し、指導者の養成と資質の向上を図るとともに、平成22年度に本県で開催される「全国スポーツ・レクリエーション祭」等に向けて、新たに、大会運営を支えるスポーツボランティアリーダーを計画的に育成する。
- ・ 市町村の生涯スポーツの振興を支援するため、体育・スポーツの専門的知識、技術を有する派遣スポーツ主事を全市町村に配置する。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成等を支援するため、体育・スポーツの専門的知識・技術を有する派遣スポーツ専門員を市町村スポーツ施設等に派遣する。
- ・ 富山県山岳連盟等と連携して、中高年安全登山指導者講習会を開催するなど、安全登山を指導できるリーダーの養成に努める。

イ スポーツ団体の育成・支援

- ・ 富山県体育協会、企業・クラブチームを含む加盟競技団体の活動を支援し、スポーツの普及・振興や競技力の維持・向上を図る。
- ・ 富山県生涯スポーツ協議会や加盟競技団体の活動を支援し、スポーツ・レクリエーションの普及・振興を図る。
- ・ 中学校体育連盟や高等学校体育連盟、スポーツ少年団の活動を支援し、ジュニア層の競技力の強化を図る。

(3) スポーツ参加を促す機会づくり

ア 参加機会の拡充・奨励

- ・ 県民がいつでも、気軽にスポーツ活動に参加できるよう、県民スポーツ・レクリエーション祭等各種イベントを開催する。
- ・ 全国的・国際的大会の開催を支援し、県民のスポーツへの興味や関心を高め、スポーツ人口の拡大を図る。
- ・ 全国や世界の檜舞台で本県選手が活躍することは、県民に感動を与えること

- から、国民体育大会や国際的・全国的スポーツ大会に出場する選手を支援する。
- ・ 高校生の冬季最大のスポーツイベントである全国高等学校スキー大会や北信越中学校総合競技大会の開催を支援する。
 - ・ 県内各郡市から選抜された男女ランナーが競う富山県駅伝競走大会を支援する。

イ スポーツを通じた国際交流の推進

- ・ スポーツ国際交流員（SEA）を配置するとともに、中国遼寧省から就学生を受け入れるなど、スポーツを通じた国際交流を推進する。
- ・ ロシア沿海地方で開催される「環日本海インターハイ親善交流大会」に高校生を派遣し、スポーツを通じた国際交流を図る。

2 重点施策～スポーツ振興の総合的な取り組み～

(1) 総合型地域スポーツクラブの全県展開

- ・ 豊かなスポーツ社会実現のため、各市町村において子どもから高齢者まで生涯にわたって気軽に、身近な施設で、目的に応じたスポーツにいつでも親しむことができる総合型地域スポーツクラブの育成と普及に努める。

このため、スポーツ振興くじ（toto）の活用を図るとともに、2000年国体記念基金を活用した補助制度により市町村の取り組みを支援する。

- ・ 富山県広域スポーツセンターに専任クラブマネジャーを配置し、市町村や総合型地域スポーツクラブ育成の支援を行う。
- ・ 体育・スポーツの専門的知識・技術を有する派遣スポーツ専門員を市町村スポーツ施設等に派遣し、総合型地域スポーツクラブの育成等を支援する。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの組織強化を図るため、NPO法人（特定非営利活動法人）化を進める。

(2) 全国・世界の檜舞台で活躍できる選手の育成

- ・ ジュニア期からの一貫指導体制の推進や競技団体ごとの強化拠点の整備、企業・地域クラブチームの積極的な支援などにより競技力の維持と向上を図る。
- ・ スポーツ障害に適切に対応するため、専門医によるメディカルチェックやス

ポーツ・クリニックを実施する。

- ・ 県内指導者の資質向上や選手の意識改革を図るため、国内トップレベルの指導者やスポーツ医・科学の専門家を招へいするほか、スポーツ医・科学的トレーニングを推進し、競技力向上をサポートする。
- ・ 世界で活躍できる選手を育成するため、一貫指導体制の確立を目的とした中・高校生・成年の合同合宿や海外を含む長期合宿遠征などの強化活動を支援する。
- ・ 県民の関心の高い駅伝、高校野球やサッカーの強化に努める。
- ・ 競技団体の高額特殊備品購入に対して支援を行う。
- ・ 競技人口の拡大のため、小学生に対する競技スポーツの普及を目的とした教室や練習会に対して支援するとともに、将来のスポーツ界を担う人材の育成を支援する「未来のアスリート発掘事業」を実施するなど、競技力の向上に努める。
- ・ 拠点スポーツ施設等を活用し、新たに、競技ごとに豊かな素質をもつ中・高校生の長期的な育成・強化を図る「元気とやまスポーツ道場」を開催する。
- ・ 新たに、運動部活動における顧問の指導力向上等を支援する指導者を中学校、高校に派遣する「中学・高校運動部スーパーコーチ派遣事業」を実施する。
- ・ 新たに、学識経験者等からなる検討会を設置し、優秀な選手の育成など今後の競技力向上対策について将来の在り方を検討する。

(3) 21世紀を担う健康でたくましい子どもたちの育成

- ・ 新たに、子ども（幼児、児童、生徒）を対象とした体力向上プログラムを策定し、運動好きでたくましい子どもの育成を図る「とやま元気っ子育成推進事業」を実施する。
- ・ 中・高校へ、スポーツエキスパート（地域の優れたスポーツ指導者）を派遣し、運動部活動の活性化を図る。

参 考

生活環境文化部 文化振興課 に移管する事業

文化の振興

文化の香り高いふるさと富山の実現を目指し、文化の振興に努める。近代美術館、水墨美術館、立山博物館では、魅力ある企画展の開催や子ども向け教育機能の充実を図るとともに、指定管理者制度を導入するなど県民がより利用しやすい環境づくりを推進する。

1 文化を楽しむ生活の普及

(1) 近代美術館の充実

- ・ 3年ごとに開催され、世界的に評価の高い「第8回世界ポスタートリエナーレトヤマ2006」やロシアの現代美術を紹介する「ロシア現代美術展」（仮称）を開催し、幅広いファン層に世界のアートとデザインに触れる機会を提供する。また、近代美術館の25年間の収集活動の成果を紹介する「アート・シンフォニー20世紀美術の響き」、「美の殿堂 日本芸術院所蔵名品展」、「美術と遊ぼう」など、多彩な6つの企画展を開催する。常設展示室においては、ピカソやシャガールなどの20世紀を代表する作家や郷土作家の作品など特色ある展示を行う。
- ・ 学校を会場として開催する「学校一日美術館」や、太閤山ランドふるさとギャラリーでの企画展、県内の他の美術館、文化施設でテーマを設けて収蔵品を展示する連携事業などの館外展示事業を実施する。
- ・ 子どもたちが興味を持ち楽しみながら企画展を鑑賞できるように、クイズなどを取り入れた「子どものための展覧会ガイド」を作成する。また、展示作品の中から、来館者が随意に作品を選び、模写を試みるアートイベントや子ども用のガイド観賞用教材の活用、子どもと保護者が一緒に作品鑑賞や工作を行う

「子どもアート・ワークショップ」の開催など「ミュージアム創造広場事業」を展開する。

(2) 水墨美術館の充実

- ・ 「加山又造展」をはじめ、「いわさきちひろ一色墨の世界展」など、6つの魅力ある企画展を開催する。また、常設展示においては、「近代水墨画の系譜」、「下保昭作品室」など特色ある展示を行うとともに、新収蔵作品を加え展示内容の充実を図る。
- ・ 子どもたちが、水墨画に興味を持てるよう「子ども水墨画ワークショップ」を実施し、その作品を展示する。

(3) 立山博物館の充実

- ・ 「立山火山は今」（仮称）や「立山と浄土真宗 - 御絵伝がつなぐ二つの世界 -」（仮称）などの特別企画展を開催するほか、多くの県民に立山の魅力に触れていただけるよう「山岳映像の上映会」や「立山のこころ講座」、「たてはく探検隊」（親子対象事業）を開催する。
- ・ 「文化講演会」の開催や児童生徒向け鑑賞ガイド「ジュニアワークシート」の作成などの教育普及事業を行う。

(4) 美術館・博物館の連携

- ・ 県博物館協会が実施する美術館・博物館トータルネットワーク推進事業を支援し、インターネットなどを活用した情報発信や各館相互の連携を深める。
- ・ 県博物館協会が実施する美術館・博物館トータルネットワーク推進事業を支援し、インターネットなどを活用した情報発信や各館相互の連携を深める。